

# 日本国憲法制定と新聞ジャーナリズム(1)

## — 改正論議の開始から憲法草案要綱発表直前まで —

梶 居 佳 広

### はじめに

大日本帝国憲法（以降、明治憲法と略称）から日本国憲法への転換に際し、日本の新聞ジャーナリズムはいかなる議論を展開、主張していたか。この問題については、既に有山輝雄氏の先駆的著作<sup>1)</sup>があり、また最近の日本国憲法制定に関する原秀成氏の労作の中でも1945年分だけではあるが詳細な紙面分析がなされている<sup>2)</sup>。ただしこれらの研究は、いわゆる全国紙（『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』）や東京発行の新聞（『東京新聞』）を対象を限定しており、地方紙には検討が十分及んでいない。地方紙に関しては、筆者が科研費研究報告・資料集（『占領期の憲法論議』）<sup>3)</sup>の編纂作業に並行して小論をまとめたことがあるが、検討対象を社説に限定した上で「全体の流れ」を探るための簡単な紹介をしたにすぎない<sup>4)</sup>。占領期の地方紙における憲法論議に関する資料集がまとまったこともあり、今一度地方紙も含めたこの時期の憲法論議について検討したいが、今回は憲法論議の開始（1945年10月）から憲法草案要綱発表（1946年3月6日）までの期間に限定する（なお本論ではさらにオピニオン重視の新興紙として有名な『民報』が創刊した12月、政府の憲法改正作業への批判が高まった1946年1月下旬を境に3つに時期区分し、それぞれ整理検討をすすめたい）。

前述の先行研究が明らかにしてきたように、占領期の新聞ジャーナリズムにおける憲法論議は概して低調であって、日本政府や各政党（特に保守政党）と同様に現状維持＝旧態依然たる姿勢が強く、かつ大勢順応的な態度に終始して

いたとの評価が定着している。しかし、一方で近年、日本側の政党・知識人にも憲法問題を含めて一定程度の自主的変革が可能であったのではないかとの見解も提示されている<sup>5)</sup>。そこで、これまでの新聞ジャーナリズムへの厳しい評価についても再検討を試みたい。また地方紙の場合、通信社（1945年10月解散までは同盟通信社、それ以降は共同通信社）の配信記事に大きく依存していたことも拙稿をはじめとする先行研究で明らかになっているが、さらに全国紙・地方紙を問わず、多くの新聞で外部有識者の寄稿論文が、時には社説並みの扱いを受けて掲載されていた。今回の小論ではこれら配信記事や寄稿記事と各新聞の社論との関係についても注目していくことにしたい<sup>6)</sup>。

さて、ここで「本論」に入る前の予備知識として、今回検討する当時の日本の新聞について簡単に説明しておきたい。

まず全国紙とは、前述のように『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』の3大新聞を指す（ただしこの時期『読売新聞』は東日本のみ発行）。一方、地方紙とは要するに「3大新聞」以外全てとなるが、大雑把に言って既存地方紙と新興紙にわけることが出来る。つまり戦前・戦時中に強行された「一県一紙」体制の結果成立したのが既存紙（『北海道新聞』『中部日本新聞』『西日本新聞』＝複数の県をカバーする「ブロック紙」と各県をカバーする「県紙」、夕刊紙として『東京新聞』『大阪新聞』）であり、一方敗戦後に創刊ないし復刊したのが新興紙である<sup>7)</sup>。今回の小論では「一応」これらの新聞全てを検討対象とする。ただし、ここで「一応」と断ったのは、多くの地方紙の場合、実際は現存する新聞紙面に限られるという事実が存在するからである。特に新興紙の場合、その大半が短期間で廃刊に追い込まれたため、ほとんど紙面が残っていないものが多い。ただ今回扱う時期（1946年3月まで）は、そもそも新興紙の大半はまだ創刊していない時期でもあった。従って、今回の小論では『民報』（1945年12月創刊）、『時事新報』（1946年1月創刊＝復刊）、『和歌山日日新聞』（1月創刊＝復刊）、『大阪時事新報』（2月創刊＝復刊）、『夕刊新大阪』（2月創刊）、『紀州民報』（2月創刊）、『福島民友新聞』（2月26日創刊＝復刊）を対象とする。

一方、既存地方紙も戦争末期の「持分合同（地方紙を母体とし、その地方紙の所在道府県に移入する全国紙と合同する措置）」や戦災、戦後の混乱により、特に今回検討する時期は紙面が保存されていないケースが非常に多いことをあらかじめ指摘しておきたい（10月末まで大半が欠号：『いはらき（現・茨城新聞）』『下野新聞』『神奈川新聞』。1945年末まで大半欠号：『埼玉新聞』『山梨日日新聞』、12月創刊の『千葉新聞』。その他欠号多し『滋賀新聞』『奈良日日新聞』『日本海新聞』『島根新聞（現・山陰中央新報）』『合同新聞（現・山陽新聞）』など）。また、ある時期まで影響下にあった全国紙とほぼ同一紙面であったり社説や特集記事の提供を受けた地方紙もみられた（例えば『香川日日新聞（現・四国新聞）』：10月まで『毎日新聞』、その後『朝日新聞』が一部社説提供、『中国新聞』：11月初旬まで『朝日新聞』の紙面、『日向日日新聞（現・宮崎日日新聞）』：9月下旬から10月初旬まで『朝日新聞』の紙面、『島根新聞』：1946年2月に「完全独立」するまで『読売新聞』の社説・特集の提供、『長崎新聞』：『読売新聞』の社説提供）。全国紙と地方紙の関係については通信社配信と同様、本論の中でそのつど指摘していくことにしたい。

なお「押しつけ憲法」論との関連で指摘される言論統制について、GHQ（連合国軍総司令部）による新聞統制は、「プレス・コード」（1945年9月）を根拠に10月8日以降検閲が開始された。ただし東京発行の主要新聞社・通信社、左翼系新聞は事前検閲であったのに対し、地方新聞は大半が事後検閲であって——記事提供で依存している通信社が事前検閲ではあるが——相対的に緩やかであったとされる。一方、戦時中猛威を振るった日本側の統制はGHQによる「言論及び新聞の自由に関する覚書」（1945年9月）やいわゆる「人権指令」（10月）により基本的に全て撤廃された。ただし、天皇・皇族に対する不敬罪は廃止されてはいなかった（1947年刑法から削除<sup>8)</sup>）。

## I. 憲法論議の開始（1945年10—11月）

新聞紙面のトップに明治憲法改正の動きが掲載されたのは、全国紙・地方紙ともに、マッカーサーが幣原喜重郎首相に「憲法の自由主義化」を指示したとのGHQ発表（10月11日）並びに近衛文麿が内大臣府御用掛となって憲法改正作業に着手直後の10月13日であり、特に全国紙3紙は同日一斉に憲法に関する社説を掲載したことはよく知られている（なお『福島民報』『新潟日報』『香川日日新聞』は『毎日新聞』、『島根新聞』は『読売新聞』の社説を転載）。しかし、地方紙に目を転じてみると、実は全国紙に先立つ5日前の10月8日に『日向日日新聞』が社説に相当する「日向論壇」に「憲法改正必至」と題する論説を掲載している。もっともこの論説は、同盟通信社の配信（＝解説記事）を転載したもの（『京都新聞』は10月7日「民主主義化の前提 憲法の改正が根本」との題で掲載）であったが、同盟通信の配信を受け地方紙が全国紙に先行して憲法論議の口火を切ったことはこの時期の憲法論議を考えるうえでもっと注目されてもよい事実といえる。そこで、まずは同盟通信の配信論説について議論の内容を検討していきたい。

前述した7日（または8日）の配信解説は、東久邇から幣原への内閣交代を機に「日本の民主主義的建設の方向は帝国憲法の改正を必至ならしめる」との立場から、憲法改正の論点を幾つか指摘したもので、天皇が「英国流立憲君主国家」を希望しているとの事実から、当然天皇大権をはじめとして相当程度の改正が必要になること、憲法改正には「天皇の発議と議会の特別の手続による議決が必要」だが、「議会の憲法改正に関する協賛権はその前提として憲法に対する国民の論議を許容することが必要」であり、そのためには「速やかに一切の制限を撤廃した総選挙を実施し選出された国民代表に憲法改正をあたらせるべき」と主張している。ついで1週間後の10月14日（または15日）に当時在野の憲法学者であった鈴木安蔵が「憲法問題の根本問題」と題した寄稿を発表し「帝国憲法は特権者の悪用により日本の封建的非立憲的展開の一因」となり、

第23、29条といった「臣民の権利」規定も実際には無力であった事実から、「憲法の改正は単に技術的なものに止まらない深刻な歴史的思索・批判を要する問題」であり、天皇も「イギリス式立憲君主が望ましい」との希望を述べていることから帝国憲法の根幹である第1—4条も含めて全面的に再検討する必要を主張している。また鈴木への寄稿とほぼ同時に「憲法改正は大御心による」が「最終的決定は国民の公論」にあるとして、「行政府の専断と民主主義からの逆行」をもたらした大権事項は勿論のこと、「第1—4条にかけての天皇制の関する中心点も公論を起こす」必要があると主張した論説「憲法論議を喚起せよ」を配信している（なおこの配信論説は、『新岩手日報（現・岩手日報）』『福井新聞』『伊勢新聞』『奈良日日新聞』『日向日日新聞』で社説・論説として掲載。また確認できる限り『合同新聞』『愛媛新聞』も解説記事として掲載している）。

以上の同盟通信の配信は、同時期の全国紙、特に『朝日新聞』『毎日新聞』と比べ改正すべき内容や改正手続きの両面においてより急進的な立場から明治憲法の改正を主張するものであった。というのも、(1)全国紙3紙の社説（10月13日）は、ポツダム宣言受諾と明治憲法第73条の規定により憲法改正が可能になったと主張するが、「欽定憲法の民主主義化」ないし「自由主義化」といった明治憲法の微修正ないし部分的修正に止まっており、内容・手続ともに同盟通信配信ほど踏み込んでいない。そして社説に関していえば、『毎日新聞』は23日に再度天皇制問題と絡めた社説（「民主政治と天皇制」）を発表しているが『読売新聞』は12月下旬まで、『朝日新聞』は1945年中一度も憲法問題を直接取り上げることはなかった。(2)また社説掲載から1週間後に『朝日新聞』は美濃部達吉（10月20—22日）、『毎日新聞』は宮澤俊義（10月19日）の寄稿論文を載せているが、両者とも——周知のように、特に美濃部は——現行憲法は（戦時期のように）運用さえ誤らなければ特に問題はなく、現時点において憲法改正は不急との立場から議論を展開しており、同盟通信が起用した鈴木安蔵の全面的見直し論とは大きな違いがあったからである。なお東京発行の地方紙である『東京新聞』は、10月16—18日に鈴木安蔵（計3回）、10月25日金森徳次郎、10

月28—30日美濃部達吉の寄稿論文（計3回）を掲載しているが、明らかに見解の異なる有識者寄稿を提示することでバランスを取ったものであった（『東京新聞』は、この時点社説では27日に「輔弼」の問題は取り上げたものの、憲法改正を直接には取り上げていない）。なお美濃部、鈴木ともに、直前に別の新聞・通信社配信で発表した論考とほぼ同じ論旨であるが、鈴木の場合、紙幅の関係もあって同盟通信配信よりも詳細に議論を展開しており、特に手続きについて「明治憲法第1—4条に手を加えることは現行憲法廃止を意味する」など現行法規では「憲法の全面改正は不可能」であることを指摘するものの、あくまでも現行憲法の「全体的改正」を主張し、改正に際して「国民の希求を反映させることが何よりも重要」としている<sup>9)</sup>。なお改正手続きに関して補足すれば、『朝日新聞』『毎日新聞』の場合、憲法改正を立案する責任者が近衛文麿ら内大臣府であるのか松本丞治を中心とする日本政府であるのかが論点となっていた。そして『朝日新聞』は10月18日社説で内大臣府による作業を「旧態依然」と批判し、『毎日新聞』は政府側＝宮澤俊義、松本丞治と内大臣府側＝佐々木惣一の主張を掲載しているが<sup>10)</sup>、大勢は内大臣府に批判的であった。やがて「近衛不適任」とする記事や戦犯嫌疑もあいまって内大臣府の動向は全国紙・中央紙共に11月22日の近衛の「帝国憲法改正要綱」上奏による作業終了まで、新聞記事のメインを飾ることはほぼなくなる<sup>11)</sup>。

もっとも憲法改正に慎重とみられた全国紙の間にも立場の違いがみられたことも事実であり、この点通信社の配信記事を掲載している地方紙もまた同様であった。まず全国紙をみてみると、論議開始直後の社説は似たり寄ったりの内容であったが、それでも「新事態に即応する民主主義化」という抽象的文言と最近の政府側の動きを中心に紹介した『朝日新聞』と第1—4条は触れず限定的であるが大権削除や帝国議会の権限拡充、大権と政府の関係・責任の明確化といった改正点を列挙した『毎日新聞』との間には憲法改正の具体的な方向性の提示という点で違いがみられた。ただし『毎日新聞』23日の社説は、「天皇への信仰」は「国民的宗教」であって、天皇の地位への変更につながる改正には

反対する姿勢も示している。また『読売新聞』の場合、10月13日社説は「欽定憲法の自由主義化」という『朝日新聞』『毎日新聞』とほぼ同様の主張であったが、翌日の解説記事（「憲法改正の民主的眼目」）は「大権を議会中心」とし、第1章「天皇」も含めて憲法改正を検討すべきであるとも指摘しており、この点同盟通信配信解説（19日）と歩調をそろえている。その後『読売新聞』は、第1次読売争議が激化した影響もあってさらに急進的立場を取るようになり、11月4—9日掲載の座談会「民主主義獲得の道」（『島根新聞』11月8—15日転載）において憲法問題を論議し、大幅な改正を求めている<sup>12)</sup>。ここで目新しい論点を指摘しておく、室伏高信並びに徳川義親は「ポツダム宣言受諾によって現行憲法は死滅」したのであって、「民主主義の下で新憲法制定」を主張するのに対し、鈴木安蔵は（『東京新聞』における主張と同様）「憲法死滅説」には留保の姿勢を示している<sup>13)</sup>。一方「天皇と民主主義の関係」について、鈴木は「悪政に利用される危険のない制度保障がなければ両立はできない」と否定的であるが、室伏は「主権者としての天皇と信仰の対象としての天皇は区別できる」と主張しており、ここでも両者の見解は食い違いをみせている。敗戦＝「憲法死滅」による新憲法制定論は憲法論議の際の論点の一つであり、これ以降いくつかの寄稿でこの問題に触れるようになる。

一方、地方紙は、前述の同盟通信配信を受けて、憲法問題に積極的な——特に全面的改正を主張するような——議論を展開したかといえ、そうでもなかったことは以前の拙稿でも指摘したとおりである。この点、同盟通信並びに共同通信の配信についてみると、10月下旬以降は日本政府や近衛の動向、外電といった事実報道が多くなっている。また寄稿や解説記事についても、10月24日解説は（5日前の全面的検討とは趣を変えて）「輔弼の問題」にのみ焦点を当て、11月5日の佐野学寄稿は「神秘性を除去した上での天皇制存続」という主張であるが、両者とも天皇制の維持を前提にした上での天皇崇拜の抑制、「責任政治」の確立に力点を置いている。さらに11月17日から3回にわたって配信された「憲法改正の論点」は、改正論議や部分的修正の必要性は認めるものの、

現時点で憲法改正は不急であり、特に「明治憲法第1条は絶対維持」と主張する樋貝詮三（元法制局長官）が担当しており、全体に論議開始当初の急進性は影を潜めるようになった。

さて地方紙における憲法論議を改めて整理してみると、まず社説については同盟通信の配信論説を新聞社説と数えた場合でも、そもそもこの時期社説で憲法を直接取り上げた地方紙は多くはない（紙面が保存されていない新聞を除いても、『秋田魁新聞』『山形新聞』『下野新聞』『北國毎日新聞（現・北國新聞）』『信濃毎日新聞』『静岡新聞』『滋賀新聞』『和歌山新聞』『佐賀新聞』『長崎新聞』『熊本日日新聞』『大分合同新聞』は社説なし）。社説は10月中旬の議論開始直後に比較的多く掲載されたが、11月に入るとその数は激減する。

次に社説の内容についてみても、(1)最初の配信解説（7日または8日）直後は、『高知新聞』（10月10日）、『岐阜タイムス（現・岐阜新聞）』『西日本新聞』（10月13日）、『中部日本新聞』『徳島新聞』（10月14日）が社説を掲載し、いずれも配信を受けて「英国式立憲君主制」への憲法改正に賛意を表している。ただし、ポツダム宣言実行（『高知新聞』『西日本新聞』）や明治憲法の問題点（『中部日本新聞』）の指摘、『中部日本新聞』と『西日本新聞』（10月18日社説も含む）は大権事項の整理、臣民の権利保障、議会強化といった『毎日新聞』と類似した改正点を列挙しているが、全紙とも「五箇条の御誓文」以来の「日本民主主義の確立と国体護持」が実現されることに憲法改正の意義を見出す内容となっている。(2)また鈴木安蔵の寄稿論文・同盟配信論説以降をみると、『北日本新聞』（10月16日）が天皇への戦争責任や天皇制廃止を極度に警戒（10月10日社説）しつつも、軍関係の大権事項、帝国議会の権限拡大、国务大臣・枢密顧問、司法といった検討すべき点を列挙して条文改正に前向きであり、また前述の同盟配信論説を掲載した『伊勢新聞』は11月5日の社説でロエスレルや鈴木安蔵の所説を引用しながら現行憲法の見直しが国体護持に繋がると主張している（なお社説ではないが『信濃毎日新聞』のコラム＝「信山録」（10月17日）も議会在が立法の協賛機関に過ぎない明治憲法のままでは英国式立憲制は無理としてい



る)。しかし『愛媛新聞』(10月15日)、『北海道新聞』(10月21日)、『岐阜タイムス』(10月21日)、やや時期は後になるが『中部日本新聞』(11月18日)、『日本海新聞』(11月3、29日)はいずれも改正不急論を展開するなど、全体に条文改正には慎重な意見が強くなった。特に数日前には鈴木安蔵の寄稿を掲載していた『北海道新聞』は「軍閥らの悪用を許さない」程度の改正は必要としつつも「憲法は千古不磨の大典」でなければならないといい、また「君主絶対無制限は外来思想」に過ぎず「国民との2600余年の結びつきがある」国体=天皇制には全く該当しないとして憲法改正不急論を展開するなど鈴木の本主張とは大きく異なった結論をだしている。また『日本海新聞』も(近衛の改正作業を批判した上で)「天皇制の特殊性」の他、運用さえ誤らなければ現行憲法に問題なしとする美濃部らと同様の認識を根拠に慎重論を唱え、『中部日本新聞』の11月社説は、本来日本は英国とは異なり皇室と政治の区別が厳格であったとして、かかる原則を歪めた「中間的機関」の除去がまずもって優先されると主張している。

これらの社説のように、天皇制を中心に議論を組み立てた結果、憲法改正よりも天皇制護持を優先する議論が目立つようになり、また曖昧模煇な天皇論のみで憲法論のない社説、憲法問題に触れずに「一君万民」の下、重臣・枢密院に代表される「特権層」排撃・輔弼の責任追及に関する社説がより多く出てきた点が、この時期の地方紙論説の大きな特徴であった<sup>14)</sup>。すなわち、天皇制と民主主義は当然両立するとして天皇制批判を攻撃する『新潟日報』(10月26日)<sup>15)</sup>や「皇室と国民の直結」を訴えた『秋田魁新聞』(10月27日)、また「民主主義の発展には安定した最高機関が上に存在することが必要」であるが、この点「万世一系である天皇の存在は、民主主義にとって最も理想的」という『鹿児島日報(現・南日本新聞)』(11月17日)や「一君万民が日本民主主義の根本」という『熊本日日新聞』(11月17日)、それに国民に「国体護持観念の確立」を訴える『防長新聞』(11月24日)が、憲法問題を直接取り上げなかった地方紙社説の一般的な主張であった

また全国紙や通信社の配信と同様、有識者寄稿を独自に掲載することで自社

の所説の補強を図ろうとした地方紙もみられる。例えば『大阪新聞』は関西大学教授の岩崎卯一（10月22—24日「憲法改正問答」）との対談を掲載し、「現行憲法は一部の者の専制を防ぐ点において自由主義的・民主主義的な色彩が濃厚であるが、天皇が大権を委託される範囲を軍官に限定したのが問題であった。従って統治主権の変改は認められないが、大権の範囲を国民に委託すべく拡大するよう改正すべき」という岩崎の主張をも参考に、11月9日社説では、（憲法改正必要の有無には触れないものの）「天皇が統治の大権を人民に委託され、天皇が要求される線に沿って人民が民主主義の政治を確立することで日本独自の民主主義が実現」することを主張している。ただし有識者の寄稿についても、単に議論の提供として位置づけた地方紙が多いのが実情であって、前述した『東京新聞』がその一例といえる。なお鈴木安蔵は、その後『信濃毎日新聞』（10月24日「帝国憲法制定と日本自由主義の伝統」）、『上毛新聞』（10月27—29日「憲法改正の方向」）でこれまでと同様の主張を展開したほか<sup>16)</sup>、小林亦治（元仙台地裁判事）は『山形新聞』に「今回の敗戦によって統治権は完全に消滅し、憲法も機能停止になった」という前述『読売新聞』座談会における室伏と類似した認識に立った上で「新たに制定される憲法において君主制の下、民権が保障される状態」を希望するとの意見を述べている（「憲法問題への私考」（11月5—6日）<sup>17)</sup>）。また特異な意見として、井上勇夫（無産運動家）が天皇を完全に政治圏外へ置いて封建的軍閥・財閥・官僚群を徹底的に追放するため、日向・伊勢・京都・奈良のいずれか「皇室縁の一地域」を天皇領として設定し、皇室家をそこへ移住させることを提唱している（「天皇領創設を提唱」『日向日日新聞』11月20日）。さらに『信濃毎日新聞』は、座談会「民主主義政治の具体化」<sup>18)</sup>の中で憲法問題を取り上げ、特に元衆議院副議長で戦前から国民権論を主張していたことで知られる植原悦二郎が「天皇を神聖視するなら憲法は不要」と明治憲法のありようを批判した上で、「責任内閣制」を規定したと憲法改正を主張し、人民の権利自由については法律によって規定すべきとしている（11月22—23日）。ただし、これら記事・座談会を掲載した新聞は、いずれも記

事の掲載後、社説で直接憲法を取り上げることはなかったのであった。

この他、注目すべき地方紙として『河北新報』と『京都新聞』が挙げられるが、両紙もまた広く議論を喚起することに重点を置いた論説・解説を掲載していた。すなわち『河北新報』は10月23日社説（『東奥日報』同日社説も同内容）で「天皇親政観念の払拭が政治民主化の第1の前提」とした上で、「デモクラシーと君主制との倫理的、制度的関係を究明することを憲法論議の課題」に据えている。一方『京都新聞』は、この時期の社説は憲法改正について問題の自主的解決を唱えた10月26日「勇気たる国民たれ」程度であって、たいした主張は行っていない。ただし、内大臣府の憲法改正作業に関与した佐々木惣一（元京大教授）に関する記事（10月15、18日の佐々木への取材記事など）の他、有識者や政党幹部のコメントを積極的に掲載し、さらにコラム「晩鐘」をはじめとする解説・記事で議論喚起の材料、例えば福沢諭吉、西田幾太郎、加藤弘之、伊藤博文の天皇論や明治期の憲法草案起草運動を紹介している<sup>19)</sup>。特に11月29日の「晩鐘」は「人民の手による憲法改正」が果たされない限り民衆生活を一新することはできないとして、いわゆる「憲法よりメシ」論を批判し自発的な憲法改正を主張している。

## Ⅱ. 新興紙の登場（1945年12月—46年1月中旬）

前述のように、新聞ジャーナリズムによる憲法改正論議は、10月中旬に論議が表面化したときこそやや活発になったものの、まもなく「沈静化」していた。11月26日から帝国議会が開会され、議会の戦争責任と共に憲法改正問題も話題になっていることが全国紙・地方紙共に報道されてはいるが、これを受けて憲法問題を社説で取り上げたのは『中国新聞』（11月30日）のみであり、しかも憲法改正の方向性についてはほとんど言及がない。

このような状況に幾分変化が生じたのは、松本委員会を中心とする政府の動向や政党・各団体の憲法草案が発表されるようになった1945年12月に入ってか

らであったが、ちょうど『民報』(12月1日創刊)<sup>20)</sup>と『時事新報』(1946年1月1日創刊=復刊)というオピニオンを軸にすえた新興紙が登場した時期と一致している。そこで、まずは両新興紙の主張からみていきたい。

松本重治、長島又男ら同盟通信社幹部により創刊され、「新たなる民主主義革命」推進を標榜していた『民報』であるが、憲法問題を最初に取り上げたのは幣原内閣が憲法改正に消極的姿勢であることを批判した12月23日の記事であった。ただしこの記事は共同通信配信の転載(例えば『京都新聞』は12月22日「活発な公議阻止の態度」という見出しで掲載)であり<sup>21)</sup>、これ以降も1月下旬まで社説で憲法問題を直接取り上げてはいない。しかし12月8日の社説「天皇制の道」において、天皇にも戦争責任があるとして「御退位等適當の手段を講ずる」ことをすすめ、「憲法皇室典範の徹底的民主的改革を断行して天皇の大権事項を削減し、實際政治の圏外に」天皇をおくという「英国式デモクラシー」が望ましいという重要な提言を行っている。この主張は、『読売新聞』座談会で提示された論点を除いた)それまでの論説でもっとも急進的であった「明治憲法第1—4条の見直し・再検討」の主張をさらに進めたものであり、吉田健二氏も指摘するように日本国憲法下の象徴天皇制をも先取りする提言ではあった<sup>22)</sup>。ただ『民報』は、8日の社説以降も天皇制の問題を民主統一戦線結集と共に日本民主化の課題として追求する一方<sup>23)</sup>、憲法、というか天皇制を除いた憲法問題については前述のように1月末までまとまった意見を発表しておらず、憲法研究会の草案発表(12月26日)についても特に反応は示していない。

一方、翌年1月に板倉卓造を主筆に復刊した『時事新報』の場合、復刊第1号から「福沢先生の皇室論」と題して、『時事新報』の創刊者である福沢諭吉の『帝室論』(1882年)を再び掲載(1月1、3、4、6、7日)し、あわせて天皇や国家主義に関する社説を連続して発表している(1月3—5日)。これらの論説・社説を大雑把に整理すると、要するに旧来の「誤った国家主義」、「神秘的な天皇崇拜」を批判して新しい天皇制を構築しようとする試みであって、

正月元旦に昭和天皇が行ったいわゆる「人間宣言」を支持するものであった。そして「人心収攬の中心」である天皇の退位には反対するが、その政治利用を批判して「天皇を政治圏外に置く」といった『民報』と同様の主張をし、また憲法改正ではなく新憲法制定という認識も示している（1月14日社説、なお『大阪新聞』にも同社説が掲載）。ただし、主権の所在をはじめとして新憲法の望ましい内容は提示しておらず、『民報』と同様、天皇以外の憲法問題についてもほとんど言及していない。

さて、以上の新興二紙に対して、既存の全国紙・地方紙はどうであったかという、幾つかのタイプに分類することが出来るが、意見表明をした新聞は、概ね『民報』『時事新報』と同様、大幅な憲法改正や天皇制の改革を主張していた点が特徴であった。

まず天皇制の改廃さえ視野に入れた急進的な改正ないし新憲法制定論であり、全国紙では『読売新聞』が該当する。前述のように『読売新聞』は既に11月時点で急進的立場にあったが、第1次争議が組合側に有利な条件で妥結（12月11日）して以降さらに急進的となり、前述の『民報』と同様に天皇退位論も指摘するようになった（12月21日記事、1月5日社説）。憲法問題についても12月29日の社説において、「新日本の憲法」は「主権在民」など「人民の諸権利を確保し、封建的遺制の撤廃、ファシズム、ミリタリズム再興の防止を完璧にしななければならない」と主張して「主権在民」の立場を明確にしている。また改正手続きについても「人民の手で憲法議会を召集し、人民の手で憲法改革を行い憲法改正」に至るといふ提案を行っている（なお『長崎新聞』1月4日社説はこの『読売新聞』社説を転載したもの）。『読売新聞』に類似の主張をした新聞として、他に『和歌山新聞』（1月18日）があり「主権が天皇にあるのでは目実共に民主主義に徹するとはいえず」「主権を人民に置くのが民主主義政治に徹する最大の案件」としている。また識者寄稿としては『北國毎日新聞』で安藤孝行（四高教授）が、1月5日の和辻哲郎の寄稿（共同通信配信）に反論するという形で、「皇室への親和的感情」という「国民の総意」は政治的自由がなく

「人民」や「臣民」は存在しても「国民」は存在していない現在の日本では「神話」である。秩序維持や政争を防ぐため天皇が必要という議論は「自由闊達な政争が本質」である完全な民主主義に基づいた国家の建設という目的にも背馳するとして将来の天皇制廃止を視野に入れた主張を4回にわたって展開している（「天皇は国民の総意表徴か」1月13—14日、「天皇と憲法改正」17—18日）。

次に、これも「急進的」といえなくもないが、12月26日に発表された憲法研究会の憲法草案を支持する新聞であり、『京都新聞』が社説（12月30日）で「統治権は日本国民より発す」や「天皇は国務に親らせず」という同提案は画期的であると評価して憲法問題の自主的解決を主張したのは、以前の拙稿でも指摘したとおりであるが、他に注目すべき新聞として『東京新聞』がある。『東京新聞』は社説で憲法研究会案支持を主張していないものの、同会主要メンバーの鈴木安蔵（1月5—7日「新憲法草案」）、森戸辰男（1月9—13日「憲法改正の課題」）の寄稿論文を大々的に掲載しており、事実上憲法研究会の「広報宣伝」を担当していた（なお「共和制への前段階」であって「発展的改正の必然性」を含むとする鈴木、「憲法改正の真の課題は権力関係を変革すること」という森戸共に、憲法研究会草案はあくまでも過渡的な性格・存在であることを強調している）。また、「ポツダム宣言受諾で旧来の日本は存在しない」とした上で、憲法改正により「統治権は国民の総有のものとし、天皇は民族の宗長にとどめる」という前田光次郎（商工経済会高山支部事務長）の『岐阜タイムス』への3回にわたる寄稿論文（「民主主義の天皇」1月9—11日）もこれらに類似した主張であった<sup>24</sup>）。

第三に『毎日新聞』が12月21日社説において、「統治権の総攬」は「悪用の恐れ」があるので「統治権の条章を廃し、これに代わり民主主義政治思想を象徴し、その思想を完成たらしめる条章」を新たに規定する。そして天皇については「国の元首として国を代表するが国務を親らせずと明記する」という主張を行っている。この主張は10月時点の非常に限定的な改正論を軌道修正し、第1—4条も含めて全面的に改正しようというもので、直後に発表されることにな

る憲法研究会の案にも接近した提言であった。ただし、統治権という用語を用いることで主権の所在については有山氏も指摘するように「意識的に曖昧にしていた」<sup>25)</sup>。

第四にそれまで『毎日新聞』などが主張していた限定的改正論は、「一君万民の国体擁護は日本国民の信条としては千古不磨」(12月25日社説)という『西日本新聞』が、翌年初頭「松本四原則 (=天皇の統治権は変更せず、帝国議会権能の拡大、国務大臣の責任の明確化、人民の権利自由強化、12月8日発表)」を支持するという金森徳次郎の寄稿を掲載することで改めて自社の主張の補強を行っており(1月4日)、11月時点では「一君万民」の下で帝国議会、枢密院の改革を主張した『熊本日日新聞』は、コラム＝「新生面」(12月11日)で議会の強化や大臣の責任の明確化を指摘する一方、「大日本帝国は万世一系の天皇がこれを統治せねばないのが大原則」であり憲法改正でもこの点は維持せねばならないと主張している。ただ『西日本新聞』は同時に「憲法起草会議」を設置して国民の意向を尊重することも主張している。

第五に、「議論喚起」型の社説を掲載した新聞であり(前述した『京都新聞』以外に)『河北新報』と『秋田魁新聞』(1月4日社説)が挙げられる。特に『河北新報』は12月から1月の間に7回(12月18、25日、1月5、15、16、28、31日)憲法並びに天皇制に関する社説を掲載しており、1月22日には明治憲法を評価しつつも運用の失敗、ポツダム宣言履行により憲法改正は不可避になったと解説する清宮二郎(東北帝大教授)の寄稿論文も掲載している。『河北新報』の社説は憲法、天皇制、主権論の学説整理という性格を持っており、今回検討した新聞社説の中でもっとも学問的・専門的な内容といえる。ただし、議論の整理が詳細である反面、(大権の改廃や責任政治の実現など制限君主制に落ち着くと「見通し」は示唆されているものの)憲法改正の内容に関する見解は提示されていない。そのため読者からは「主張をはっきりしてもらいたい」との投書が寄せられている(1月16日)。

最後に、この時期(12月—1月中旬)憲法問題についてこれといった主張を

行わなかった新聞であり、実はここに該当する新聞が最も多く、全国紙は『朝日新聞』、ブロック紙は11月時点で慎重論の『北海道新聞』『中部日本新聞』、県紙では過半数が態度を明らかにしていない。『上毛新聞』(12月12日)は「輔弼の責任」と憲法について、『中国新聞』(12月24日)が憲法改正のありようを抽象的に論じているが、改正の是非やその方向性は提示していない。元旦の「人間宣言」について「現行憲法の天皇と国民、天皇と議会、天皇と政府の3つの条項に於いて根本的に是正され新日本の骨格はその大典の上に於いて明白に規定」との共同通信記事(「憲法改正に重大示唆」)が配信されているが、それを受けて憲法問題を取り上げた社説もまた見当たらない。ただし「人間宣言」と「神格否定」は、天皇の存在やありようについて各新聞に一定の影響を与えた事は否定できない<sup>26)</sup>、また天皇制護持は取り上げた全紙が一致するものの、『日本海新聞』(12月3日社説)のように「国体護持の主張が反動勢力に利用される」ことを危惧するとそれまでの見解を微妙に変える新聞もあった。

なお『朝日新聞』については、憲法問題に関する報道は当然のことながら多いのであるが、意見表明になると寡黙となった。年末(12月29日)のコラム＝「天声人語」は憲法・天皇制について、「憲法改正の速度が遅々として捗らない」「政府の時局認識の度を危ぶみ」、憲法研究会案にも触れてはいるが、「今のところ落ち着く先の見通しは明らかでなく」「新生日本の国歩も一種の隘路にさしかかった観がある」という憂慮ないし危機感の表明に止まるのであった。

### Ⅲ. 松本委員会＝日本政府批判(1946年1月下旬以降)

1945年12月頃から相対的であるが再び高まりだした新聞ジャーナリズムによる憲法論議がさらに活発になったのは、1月下旬から2月にかけてであった。これは各政党・民間団体の憲法草案が一応出揃った点で憲法を論議する環境が整ってきたことによるが、何よりも松本委員会を中心とする日本政府の憲法改正作業が秘密主義的な運営であり、かつ非常に現状維持的な態度であったこと



への反発が大きかった。有名な事件として『毎日新聞』による松本委員会案のスクープ記事（2月1日）が挙げられるが、共同通信配信でも1月24日の解説「天皇制の批判」と2月3日「“天皇の統治権”で政府、民間側対立」で政府の構想がいかに保守的であるかが（特に2月配信は批判的に）紹介されている。その結果として、この時期に意見表明を行った新聞はほぼ例外なく政府の改正作業を批判している<sup>27)</sup>。ただしそれをうけての憲法改正の是非や内容、方向性についての見解になると各社様々であった。以下、これまでの紹介で明らかになった見解が変化したか否かを中心に整理していきたい。

まず急進的ないし大幅な改正を主張していた新聞は基本的にその見解を変化させてはいない。『読売新聞』と『民報』、それに『京都新聞』のコラム＝「晩鐘」は政府の改正案は「民主主義革命の前進阻止を目的」とした「反動的」性格であると強く批判し（『読売新聞』2月1日、『民報』1月27日記事、2月9日）、その上で『民報』は現状維持的な政府の憲法改正に対抗すべく「憲法制定会議」の開催を提唱し（1月31日）、『京都新聞』のコラムもこれまでと同様に憲法・天皇制問題の自発的解決のための議論喚起をさかんに行っている。『民報』はさらに憲法研究会や社会党の動向も取り上げている（2月16日記事）が、この点『読売新聞』は社会党の憲法案についても、主権の所在や行政府の任命・構成など多くの点で「保守的」な自由党の憲法案と本質的に違いはないと失望の意を表明している（2月25日）。

その「保守的」な自由党や政府の憲法案については、『毎日新聞』もそれぞれ社説で論評しており（1月23日、2月1日）、一定の評価を与えているが、例えば「統治権の主体は国家で総攬者は天皇」という自由党案について、「天皇が統治権の総攬者としてその自由意志をどこまで行えるのか、その自由意思が高度におこなわれた場合でも天皇に責任なしと実際政治が無事に済むか」と疑問を投げかけ、「君臨すれども統治せず」という英国式を目標にするなら天皇の本質を明確にしておく必要がある」と指摘している。要するに「天皇は国務を親らせず」という12月末社説と同様の立場から自由党・政府両案の天皇の統治権

規定を批判したものといえる（ただ主権の所在についても以前と同様曖昧なままであった）。

一方、憲法改正に慎重な態度（不急論、部分的改正論）をとっていた新聞のうち、『北海道新聞』『新潟日報』『中部日本新聞』は紙面の上では依然慎重論を維持している。特に『北海道新聞』は、「統治権や主権」の問題は西欧と全く国情の異なる「我国の歴史と民族精神を無視して解決できない」とした上で、条文は変えずに「統治権の総攬」の下での責任政治を唱え（2月9日）、明治憲法第3条も修正の必要は全くない（2月14日コラム「蒼穹」）と主張しており、『新潟日報』は「天皇が単なる儀礼的存在となる」ことではかえって「天皇統治の名の下に政治の実力者が非民主政治を行う」危険があるとして、第1—4条に手を触れない政府案を支持している（2月7日）。ただ『新潟日報』については、恐らくは論議の高まりに対応するため天皇制に関する議論を再び二度にわたって社説で整理し（2月26日、3月6日）、3月5日からは「天皇制を論ず」と題して各党の天皇制への主張も掲載している（第1回は共産党）。また『北海道新聞』の場合、14日のコラム発表から1週間後の2月22日に従業員組合が編集権を掌握することによって社論が文字通り180度変わることになる。ただし草案要綱発表以前に憲法問題を取り上げることはなかった<sup>28)</sup>。一方『中部日本新聞』は、11月の社説と同様に「天皇制が論議になった原因は側近奉仕者の責任である」とし（1月23日）、憲法改正より優先すべき政策があると主張する（1月26日）が、この主張に近いのが『中国新聞』（2月26日）であり、まずは憲法よりもインフレ・生活安定対策を優先するべきとしている。ただ同時に『中国新聞』は特別議会を設置して新憲法を制定する形式をとり、新憲法は（社会党はじめ各党の憲法草案を参考にしつつ）「天皇は存続するが統治権に変更を加え条文に明記」することを主張しており、この点従来主張を修正している。

この『中国新聞』のようにそれまで改正慎重論ないし態度を明確にしていなかった新聞の一部が、大幅或いは相当程度の憲法改正へと軌道修正するようになったのがこの時期の新聞ジャーナリズムによる憲法論議の特徴であった。例

えば10月時点で慎重論だった『愛媛新聞』（2月3日）と1月時点で限定的改正の『西日本新聞』（2月4日）は、政府の改正案は「余りにも保守的」であり、「民間の指導的輿論」や「神格化を否定し英国式を希望する天皇の御真意」とは大きくかけ離れているとして、大幅な改正を主張するようになり、『西日本新聞』はさらに議論喚起のためとして「君主政治とデモクラシーは一致せず、天皇制という政治機構による専制と侵略の事実、天皇の持つ権威が軍、財閥、官僚に濫用された事実」を記憶に止めることを主張する鈴木安蔵並びに「天皇制廃止は歴史的法則」という渡部義通両氏の寄稿を載せるに至っている（「天皇制」2月25、27日）。また、これまで憲法問題で態度を明らかにしていなかった『合同新聞（岡山）』は「現在の帝国主義的憲法を民主主義的憲法」に改めるべきとして（内容は不明であるが）急進的改正を主張し（2月17日）<sup>29)</sup>、同様に態度不鮮明であった『北國毎日新聞』は、前章で紹介した安藤孝行の主張や独自に行った調査（「天皇制を人民に聴く」）結果を参考にしつつ<sup>30)</sup>、「天皇は日本の形式的、儀礼的元首」であるが「政治上の実質的権力は一切否定せらるべきである」との結論を出している（2月3日）。なお『北國毎日新聞』はこの後「天皇は統治権運営に関与しうる程度」の憲法改正を主張して1月に示された安藤の見解を全面的に批判する元京大教授の嘩道文芸（2月15—19日「天皇制論議について」）並びにこれに再反論する安藤の寄稿（「嘩道氏の天皇制護持論を駁す」2月24—25、27、3月1日）をそれぞれ4回にわたって掲載し、（両論を掲載してバランスを取ろうとしたものであろうが）この時期において珍しい活発な紙上論争が展開された。

加えて『時事新報』の姉妹紙として2月に創刊された『大阪時事新報』も大幅な憲法改正が必要との立場から意見表明を行っている。ただし4日社説では「(天皇の) 自由意思は責任を伴う危険」があるという『毎日新聞』と同様の認識に立って政府案の「主権在君」を批判し、「主権在民」への改正を求めるのに対して、6日社説では輿論調査研究所調査の結果に賛成するとの形で「君民同治」に基づく改正を主張しており、主張に揺れがみられる。この点、これまで

「国体護持」を唱えていた『防長新聞』も輿論調査研究所結果を紹介（1月26日）した上で、「君民同治」の立場をとるとされた——前述のように『読売新聞』は反動的と評した——社会党の憲法案並びに尾崎行雄・稲田正次ら憲法懇談会の「日本国憲法草案」（いわゆる尾崎案）を検討し、両案共（特に後者）人権条項を含めて高く評価している（2月26日、3月7日）<sup>31)</sup>。ただ、両紙が依拠している調査結果（2月4日に『毎日新聞』、共同通信配信が報道）をみると、天皇制は91%対9%で圧倒的に支持されているものの、その内訳は(1)「天皇は政治の圏外に去り民族の総家長として道義的中心として支持」（45%）が最も多く、以下(2)「君臣一体の見地より政権を天皇と議会とで分有する体制において支持」（28%）、(3)「現状のまま支持」（16%）となっており、『大阪時事新報』6日社説並びに『防長新聞』が支持する「君民同治」とは食い違いがみられるのも事実であった<sup>32)</sup>。

一方、東京の『時事新報』は政党・団体の憲法草案が発表されるのに対して憲法改正の世論が不活発であることを嘆き（1月28日）、主権について「主権が国家、人民、君主の何れにあるかを議論」する「主権所在論は抽象架空の論」とする（2月3日）2本の社説を発表しているが、これらは議論・学説の整理であって、憲法改正の内容に対する自社の見解は『大阪時事新報』とは異なり明らかにはしていない<sup>33)</sup>。この点全国紙『朝日新聞』も同様であった。『朝日新聞』の場合、前述のように1945年中は態度不鮮明であったが、政府批判の高まりを受ける形で、1月26日の社説で「大勢はこの際憲法を改正して民主政治の基礎を確実にすべきであるという点で凝縮しつつある」として憲法改正支持を明確に表明している。ついで2月3日社説では「総選挙も終わらない前に政府案を押し付けようとする方法は承服できない」と政府批判をして憲法問題は慎重に取り扱う必要があるとも主張した。ただし有山氏も指摘するようにこの主張はもっぱら政府の手続きへの注文・批判であって<sup>34)</sup>、『朝日新聞』は結局憲法改正には賛同するものの改正の内容・理念についての自社の見解を明らかにすることはなく、3月の憲法草案要綱発表を迎えることになる。そして

『朝日新聞』のように、憲法問題について自社の主張を明らかにしなかった新聞は、政府批判が高まったこの時期においても地方紙を中心に数多くみられた。もっとも『日本海新聞』は憲法には触れていないが共産党の動向を——支持はしていないが——紹介しながら「天皇制可否の人民投票」をポツダム宣言のいう「人民の自由意思」として重視しており（2月28日）、識者寄稿も見解と考えるならば『新岩手日報』が鈴木安蔵（2月15日「憲法制定議会の必要」）、『秋田魁新聞』が高野岩三郎（2月11日「憲法改正に国民議会 現政府に資格なし」）を通じて大幅改正論と憲法制定会議設置を提示している<sup>35)</sup>。『東奥日報』『信濃毎日新聞』『佐賀新聞』、それに2月20日に復刊した『福島民友新聞』は短いコラムでそれぞれ、天皇制と共産党、自由党案批判、政府案批判、天皇制論議についてコメントをし、『河北新報』『山形新聞』（1月20日）、『千葉新聞』（2月15日）は社説で天皇制論議の整理を行っているがいずれも自社の見解までは提示してはいない（なお『河北新報』は、草案要綱発表以前では最後となった1月31日社説において、政府は速やかに検討している改正案を公表し、「後に来るべき真の改正に処するための国民の啓発に努力」すべきという提言を行っている）。それ以外、すなわち『福島民報』『いはらき』『下野新聞』『埼玉新聞』『神奈川新聞』『福井新聞』『山梨日日新聞』『岐阜タイムス』『静岡新聞』『伊勢新聞』『滋賀新聞』『神戸新聞』『奈良日日新聞』『和歌山新聞』『和歌山日日新聞』『鳥根新聞』『徳島新聞』『四国新聞』『高知新聞』『長崎新聞』『大分合同新聞』『日向日日新聞』『南日本新聞（2月11日より）』はこの時期、憲法改正問題については共同通信配信をはじめとする報道記事のみを掲載したのだった。そして事実報道も日本政府が改正草案の作成を完了したとする報道（2月8日）以降、憲法研究会、各党の動向はともかく激減するようになる<sup>36)</sup>。

## おわりに（まとめ）

全国紙・共同通信配信共に、1946年3月に入ると「松本案再検討の動き」「天

皇制国民投票」の報道が急にされるようになり<sup>37)</sup>、それから数日後(6日)政府による「憲法改正草案要綱」が発表された。従来の政府方針からかけ離れたこの案をそれまで態度不鮮明だった地方紙も含め大半の新聞が支持したことは先行研究で指摘されているとおりである<sup>38)</sup>。

さて今回検討対象にした1945年10月(憲法論議の開始)から翌年3月(政府の憲法改正草案要綱発表)までの新聞ジャーナリズムにおける憲法論議を社説・論説の数で評価した場合、やはり議論は低調であったことは否定できない。特に地方紙の場合、結局1度も憲法問題を取り上げなかった新聞が多く<sup>39)</sup>、全国紙も1ヶ月に1本程度であった。地方紙の中には、そもそも社説・論説欄を設けず事実報道に徹する新聞(『静岡新聞』など)や全国紙が優勢な首都圏の地方紙のようにローカルな地元問題を優先する傾向が強かったこと、また「憲法よりメシ」という考えが強かったことも事実であるが、国の最高法規である憲法の改正という未曾有の事態に対して各新聞社が単なる報道でなく問題提起や社としての見解表明を行うことは新聞の重要な機能であるはずであり、この点当時の新聞ジャーナリズムはその役割を十分果たすことが出来なかった。もっとも『民報』のように現実を先取りする提言を行った新聞や一部地方紙(例えば『河北新報』『京都新聞』)のように読者に対する憲法への議論喚起とそのため材料提供という点で一定の役割を果たした新聞もあったことは記憶にとどめておくべきであろう(識者寄稿も同様)。なお同盟・共同通信の配信は、配信論説が多く地方紙の社説になるなど地方紙にとって貴重な情報源であったことは間違いないが、一方で論議開始時点の急進論(鈴木安蔵ら)には距離を置いた新聞もあるなど全面的に依存したわけでもなかった。

論議の内容については、この時期の憲法論議は憲法改正と天皇制の是非が直結していた点に大きな特徴があった。つまり明治憲法下の天皇の地位・権限を変えるべきか否かが憲法改正の最大かつほぼ唯一の争点であり、そのためこれ以外に重要と思われる論点、例えば国民(明治憲法では臣民)の権利や憲法改正のための手続については十分議論されることはなかった。特に人権について

は、例えば憲法研究会の案は人権規定にも特色があり、また各政党案にも人権規定も当然存在していたものの、これらに関心が寄せた論説はほとんど見られない。戦前憲法学が統治機構論に偏重していたという背景はあるにせよ、新聞にとり生命線であるはずの言論の自由も含めて人権を憲法と結びつけた議論が不十分に終わったことは当時の憲法論議の大きな問題といわざるを得ないであろう。また憲法改正の手続について、改正に国民（臣民）の意見を反映させようという主張自体は論説でも素朴な意見としてしばしばみられた。しかし輿論調査研究所の2月調査で過半数（53%）が憲法制定のための議会・会議設置を求めたにもかかわらず、この問題を社説で取り上げた新聞は『民報』『西日本新聞』などごく一部にとどまったのが現実であって関心は低いままであった。ただ改正手続の場合、明治憲法第73条の規定によれば改正を発議する権限は天皇だけという問題があり、さらに73条と第1章の規定を尊重した場合、天皇主権から国民主権、天皇制廃止といった体制変革を意味する改正は不可能ではないかという問題も存在していた。多くの社説はポツダム宣言履行から憲法改正の根拠を見出しているが、識者寄稿にはポツダム宣言で明治憲法は失効したとして新憲法制定を求める見解、さらに明治憲法第73条を改正した上で改めて憲法内容に関する改正を求めるとの見解<sup>40</sup>も寄せられてはいた。ただし、73条をはじめとする明治憲法の規定が（後述する天皇制問題と同様）多くの新聞の口を重たくし論議の高まりを抑制する一因となったことは疑いないところである。

その憲法論議の争点であった憲法改正と天皇制問題も、議論の整理こそ多くの新聞が行っているものの、改正の是非、改正を是とするならその内容・方向性となると、全国紙では『朝日新聞』、地方紙は半数以上が自社の立場を明らかにすることはなかった。また主権在民と象徴天皇制を規定した憲法改正草案要綱（日本国憲法の原型）と比べると、要綱発表前に主権在民の立場を一応しめしたのは『読売新聞』や『民報』それに憲法研究会案を評価する『京都新聞』などごく僅かに過ぎなかった。

しかし一方で10月の論議開始以降、1946年に入ったところから硬直した国体護

持論を脱却して大幅な改定の立場を取る新聞も増えており、その際多くの新聞に共通する主張は「天皇も希望」しているという「英国式」をモデルにした「君臨すれども統治せず」への改革であった。もちろん、「英国式」の具体化となると、統治権も手を加えるがなお天皇が政治の中心にとどまるとする見解や政権を議会と天皇が分有する「君民同治」、さらに議会が政治の中心となって天皇は「政治の圏外」に「儀礼的元首」として存続する見解など様々であり、また主権の所在には触れない新聞がほとんどであった。とはいえ、憲法問題について見解を表明した新聞の大半が明治憲法の天皇主権（大権・統治権）を修正することを主張していたことは事実であり、「主権在民・象徴天皇」とする日本国憲法との距離はいわれるほどはなかったものと考えられる。つまり「共和政か君主政か」或いは「主権の所在」で議論を整理した場合、大半の新聞が共和政に反対し、「保守的・現状維持的」と評価されるであろうが、「明治憲法下の体制の変革」ないし「統治権の実質的な所在」については多くの新聞が相当程度の変革を支持・容認していたといえる。この点最後まで寡黙であった多くの地方紙の場合、敗戦直後の混乱で憲法について見解を纏める力量を持たなかった新聞や天皇制を論ずることに自体に抵抗のあった新聞が相当あったものと思われるが、例えば『福島民報』『いはらき』『福井新聞』『大分合同新聞』等の社説を概観する限り、「封建制打破」や「民主主義」の解説と国民の責任、「自由（の行き過ぎ）」をしばしば論じていた<sup>41)</sup>。自由の行き過ぎの指摘は改正慎重論の新聞で天皇を必要とする論拠になったが、一方である程度制度改正がなされる事を前提に（自由や権利を以前より広範に手にするであろう）国民に対して「心構え」を「説教」という性格を持つものでもあった。ゆえにこれらの新聞は保守的で改正慎重論であったが明確にはそれを主張せず、明治憲法がある程度変わることも一応は容認していたものと考えられる。

繰り返しになるが、この時期の憲法論議は天皇制問題と直結したことが特徴であり、それゆえ新聞ジャーナリズムの憲法問題への意見表明は非常に慎重なものとなった。日本側の言論統制は撤廃されたものの不敬罪は残存しており、



一方 GHQ の検閲は憲法問題については緩やかであったが、憲法——というより天皇制——に対する GHQ の方針がはっきりわからなかったことが各新聞の主張をさらに鈍らせることになった。そのため、多くの新聞は憲法問題について明治憲法をある程度改正することを支持ないし容認はしていたが、特に天皇の地位や主権の所在については曖昧にしたまま積極的な問題提起や見解発表を出来るだけ避けようとした。この点「英国式立憲制」を希望したとされ、「人間宣言」を行った天皇の動向は、明治憲法を含む現行体制の手直しを主張する根柢にはなる一方、体制転換に繋がる変革（共和政或いは国民主権への転換）の主張を抑制する契機にもなった。一方『民報』や『読売新聞』など急進的な憲法改正を主張する新聞の場合、憲法より民主戦線結成を優先する立場をとっており、憲法問題と民主戦線問題を十分結び付けることができなかったという別の問題があったといえる。結局、日本政府発表の草案要綱に対し大半の新聞がこれを支持し、以後徐々にではあるが憲法論議が活発となったのは、大勢順応的な「時流に乗った」こともあるが、GHQ の方針が明らかになったことへの安心感の表れと考える方がより妥当であろう（特に『朝日新聞』の場合）。その際、象徴天皇制という形で「君臨すれども統治せず」を採用したことが大半の新聞の草案支持の理由であったことはいうまでもない。これ以降、多くの新聞は象徴天皇制を支持することで天皇と現実政治の分離を図り、またそれまで憲法と結び付けて考える事の少なかった人権にもより高い関心を寄せるようになる。大半の新聞にとって草案要綱発表はやはり「8・15」にも匹敵する出来事であった事は間違いなく、それだけ日本の新聞ジャーナリズムが（GHQ の意向に加え）これまでの天皇制＝「国体」の見えざる束縛から自由ではなかったということができよう<sup>42)</sup>。そしてこの点こそ明治憲法の持っていた大きな限界であり、当時の新聞ジャーナリズムの抱えた問題でもあった。

## 註

- 1) 有山輝雄『戦後史のなかの憲法とジャーナリズム』（柏書房、1997年）
- 2) 原秀成『日本国憲法制定の系譜 第3巻 戦後日本で』（日本評論社、2007年）

- 3) 赤澤史朗編『占領期の憲法論議—中央地方のジャーナリズムでの対応を中心に—(文部科学省科学研究費補助金・基盤研究C報告書)』(2008年3月)。なお今回の小論で引用した地方新聞社説の多くが本報告書に収録されている(全国紙は縮刷版で容易に入手可能であるので収録せず)。ただし(新聞社関係者以外の)署名付論説や保存状態が良好でなく判読が困難な論説は全て「不採用」としたので、収録できなかった論説も数多くあることをあらかじめ断っておきたい。
- 4) 梶居佳広「日本国憲法制定と地方新聞論説：中間報告」(『立命館大学人文科学研究所紀要』第88号、2007年)、同「新憲法制定と新聞論説—近畿地方を中心に—」(『立命館大学人文科学研究所紀要』第90号、2008年)。
- 5) 例えば、兩宮昭一『占領と改革(シリーズ日本近現代史7)』(岩波書店、2008年)、河島真「象徴天皇制試論—君主主権から国民主権への転轍」(『日本史研究』550号、2008年)など。
- 6) この時期(1946年5月まで)の全国紙と『東京新聞』の憲法問題関連記事(論説・解説・座談会)は、貴族院事務局調査部編『憲法改正に関する諸論輯録』(芦部信喜、高橋和之、高見勝利、日比野勤編『日本国憲法制定資料全集 4(1、2)憲法草案・要綱等に関する世論調査』信山社、2008年、に収録)でほぼ全貌をつかむことができるが、同資料集には通信社配信や地方紙独自の論説・記事は一切収録されていない。今回の小論のための資料収集で同盟通信・共同通信配信についてもある程度把握したつもりであるが、なお配信記録の全体像はつかめていない。同盟通信・共同通信社がどういう方針で記事・論説を配信していたのかも含めて今後の課題としたい。
- 7) 新興紙については、1. 戦前・戦時期に廃刊・休刊に追い込まれた新聞の復刊、2. 既存紙の協力新聞、3. 独立系新興新聞に分類することができる。参照、井川充雄『戦後新興紙とGHQ—新聞用紙をめぐる攻防』(世界思想社、2008年)。
- 8) 占領期の言論統制については、有山輝雄『占領期メディア史研究—自由と統制・1945年』(柏書房、1996年)、山本武利『占領期メディア分析』(法政大学出版会、1996年)などを参照。なお憲法論議と占領軍の検閲の関係については、今後も考えたい課題であるが、差し当たり、有山輝雄、前掲書(注1)、67—77頁参照(GHQが新憲法を強制したとする記事は外電を含め検閲対象であった)。
- 9) 鈴木安蔵自身は、当時の日記を参考にまとめた回想(『憲法制定前後—新憲法をめぐる激動の記録—』青木出版、1977年)で「10月15日の同盟通信社での談話速記が『東京新聞』10月18日号に全文発表されている」(74頁)としているが、同盟配信と『東京新聞』寄稿(なお16、17日にも掲載)は別の文章である。回想=日記の記述から推測すると、12日にまとめた「憲法改正の諸問題」が同盟通信配信のもとになったものであろう。
- 10) 佐々木惣一の寄稿(「内大臣府と憲法改正の考査」『毎日新聞』1945年10月21日)は大阪版(大阪発行)のみの掲載で、東京版にはない。

- 11) 10月29日の「憲法改定起草に近衛不適任」は外電（ニューヨークタイムズ）をもとにした記事で、この直後 GHQ も憲法改正問題における近衛との関係を否定する声明を発表している（11月3日記事）。なお原秀成、前掲書は内外メディアの報道を中心に近衛（12月16日戦犯容疑で逮捕される直前に自殺）の「失墜」過程を整理している（第7章 近衛文麿への批判）。
- 12) 座談参加者は、他に岩淵辰雄、志賀義雄、小野俊一、松本治一郎。周知のように、室伏と鈴木、岩淵は「座談会」とほぼ同時期（11月5日に第1回会合）に結成された憲法研究会のメンバーである。
- 13) ただし室伏の主張する「明治憲法死滅論」は鈴木にとっては衝撃的だったようである。原秀成、前掲書、514頁。
- 14) なお共同通信も11月17日枢密院、内大臣府などの改廃を求める論説を配信しており、確認できる限り、『新岩手日報』『福島民報』『いはらき』『伊勢新聞』が社説扱いで掲載している。
- 15) この点『新潟日報』は、『毎日新聞』社説を転載した10月中旬の頃と比べ憲法問題への立場を変化させたものといえよう。11月5—9日には国家主権論、「君民同治」の立場から北吟吉が「民主主義と自由主義」、11月11—14日には同様に民主主義と天皇政治に矛盾はないという植村清二が「民主主義小論」を寄稿している。
- 16) 『信濃毎日新聞』は『東京新聞』第2回の「焼き直し」のような内容で『上毛新聞』掲載は改正すべき条文を列挙している。ただし一紙にのみ寄稿したのか、配信の流用かは今のところ不明。
- 17) 小林亦治はその後もたびたび憲法・天皇制について『山形新聞』に寄稿論文を発表している（3月9日「新憲法草案を一見して」、5月26日「天皇の性質」、8月30日「憲法論にみる二院制の真偽」、10月15日「青年に与える憲法観」）、『山形新聞』の主張を代弁しているということもできる。
- 18) 出席者は他に馬場恒吾、羽田武嗣郎、林虎雄、羽生三七、岡本二一で、植原を含め大半が地元長野の政治家である。なお植原の憲法論については、差し当たり高坂邦彦、長尾隆一編『植原悦二郎集』（信山社、2005年）を参照。
- 19) この点、『京都新聞』は高名な経済学者である住谷悦治が論説部長になっていることが大きいと考えられる。福沢諭吉らの天皇論の執筆者は「赤城和彦」となっているが、実際は住谷（群馬県出身）が執筆している。田中秀臣『沈黙と抵抗 ある知識人の生涯 評伝住谷悦治』（藤原書店、2001年）参照。
- 20) 『民報』については、吉田健二『戦後改革期の政論新聞—『民報』に集ったジャーナリストたち—』（文化書房博文社、2002年）が詳細な研究・解題である。
- 21) ただし『民報』12月23日記事は前半部分が検閲のため削除されている（鉛版が削られたままの状態になっている）。
- 22) 吉田健二、前掲書、ii—iii頁（はしがき）、71頁。
- 23) 例えば「天皇制と不敬罪」（12月10日社説）「天皇制の論議漸く活発化」（12月14日

- トップ記事)「天皇陛下と記者団の会見」(12月23日社説)「我民主革命と連合軍の指令 天皇制の支柱崩壊」(1月1日論説)「詔書渙発と政治的底流 現下の必然的結論」(1月5日論説)「承認必謹の反動性 天皇制維持の伏線」(1月10日論説)「天皇制と人間・天皇」(1月15日社説)など。
- 24) 『岐阜タイムス』は、『東京新聞』と同様、社説で憲法問題を取り上げていないが、10月時点の改正慎重論からは立場を変化させたものといえよう
- 25) 有山輝雄、前掲書(注1)、45頁。
- 26) 例えば、『西日本新聞』は人間宣言を「一種の無血革命」と理解しており、『大分合同新聞』は人間宣言を受けて改めて天皇・天皇制を擁護する社説を掲載している。ただし憲法問題には触れていない。
- 27) この点、例えば改憲不要論である『北海道新聞』も政府案の正式な公表を要求しており、政府・松本委員会には批判的であった(2月7日社説)。
- 28) なお『北海道新聞』は、2月中旬まで改正不要論を主張したことについて「皇室敬慕の意識が根強いのに幻惑されたであろう」(『北海道新聞40年史』、北海道新聞社、1983年)と自己批判している。
- 29) 『合同新聞』は既に1月19日天皇制の下でも民主主義は可能かと問いかける社説を発表していた(「人民戦線と天皇制」)。
- 30) 調査は、石川県各層1万人に天皇制と憲法改正に関して、天皇主権論(万世一系の天皇が統治)、国家主権論(主権は国家で、天皇は最高機関)、人民主権論(統治権は国民)、天皇全廃論という選択肢から回答することを求めている(『北國毎日新聞』は天皇主権論、国家主権論を「天皇制支持」と理解している)。結果(1月末現在)は、天皇主権論756、国家主権論860、人民主権論616、天皇全廃論44 その他25となっている。
- 31) ただし「尾崎案」評価の社説は、憲法改正草案要綱発表の翌日に掲載されたこともあって『防長新聞』はこの後(多数の新聞が草案要綱支持の社説を発表するなか)17日まで憲法に関する社説を発表していない。
- 32) 輿論調査研究所調査は、1945年12月以来憲法改正や天皇制の是非などについて「政界、学界、官界、教育界、実業界、宗教界、法曹界、勤労者層、学生層、青年層、女性層」に調査書を送り、1月末の締切までに2400通の返答があったとしており、全体に「有識者」中心の調査であった。2月3日公表であるが、『防長新聞』1月26日社説で示されている返答数とほぼ同じなので、事前に情報が流れていた可能性がある。なお議会については第二院を職能代表にしたうえでの二院制(45%)、枢密院は廃止(58%)が多数意見であった
- 33) 『時事新報』は社説に引き続き、2月19、23日に潮田江次の寄稿「民主主義談義」の中で主権の所在にこだわる議論を批判しているが、憲法問題を直接扱ったものではない。なお『時事新報』と『大阪時事新報』は7月以降ほぼ同じ社説が掲載されるようになっている。

- 34) 有山輝雄、前掲書（注1）、48—49頁。
- 35) ただし高野岩三郎の寄稿は『京都新聞』にも同内容の記事が掲載されており、鈴木の場合も含めて共同通信配信である可能性が極めて高い。配信であるとする、他の大多数の地方新聞は掲載していないことになる。10月の鈴木安蔵、11月の佐野学、1月の和辻哲郎の寄稿は多くの地方紙に掲載されたことを考えると、社の論調・方針と合致しない寄稿は掲載しなくなるなど各地方紙の識者寄稿の扱いに変化が生じたのか、それとも単に掲載できるスペースがなかったから掲載しなかったのか。おそらく地方各紙で両方のケースが推測できるが不明である。なお地方紙の配信記事は一部抜粋のものや語句を微妙に変えられたものがよく見られる。また『京都新聞』のように配信はおおむね掲載する新聞とそうでない地方紙もある。各地方紙でどのような方針があったのかも含め、今後の課題である。
- 36) いうまでもなく、2月8日に日本政府が改正草案をGHQに提出するが5日後（13日）にGHQが草案を日本政府側に提示し以後「交渉」に入る事になる（22日閣議でGHQ草案受け入れ決定）。古関彰一『新憲法の誕生』（中央公論社、1989年）参照。なお共同通信配信ではこの間「憲法改正案出せよう」として各憲法案を紹介した解説記事（2月16日）がある。
- 37) 天皇制の国民投票、松本案の行き詰まりについては『日本海新聞』（2月28日）の他、『西日本新聞』（3月6日）、『熊本日日新聞』（3月7日）が社説を発表している。
- 38) 憲法草案要綱に批判的だった新聞は『読売新聞』『民報』の他、『北海道新聞』『河北新報』が全面的に批判・注文をつけている。また『高知新聞』は主権の所在が曖昧とし、『西日本新聞』は経済条規（社会権に相当）が不十分とする。一方『南日本新聞』は明治憲法のままでもよく改正は「やむをえないもの」との認識を示している。
- 39) 憲法問題を正面から論じた社説・論説に限定した場合、『秋田魁新聞』『山形新聞』『いはらき』『下野新聞』『埼玉新聞』『千葉新聞』『神奈川新聞』『山梨日日新聞』『信濃毎日新聞』『静岡新聞』『滋賀新聞』『神戸新聞』『和歌山日日新聞』『佐賀新聞』『大分合同新聞』『南日本新聞』は社説が1本もないことになる。
- 40) 例えば黒田寛（京都帝大教授）「憲法改正方法の改正が先決」『夕刊新大阪』2月22日。
- 41) 例えば、『福島民報』12月17日「日本的民主主義のあり方」、1946年1月7日「民主的自覚の欠如」2月4日「民主主義と責任」など。『いはらき』11月7日「国民の政治訓練」、12月27日「民主化の試金石」1月6日「新時代の秩序観」1月17日「国民自身の問題」など。『福井新聞』12月25日「民主主義政治理念の問題」、1月23日「封建思想の払拭を望む」など。『大分合同新聞』11月11日「日本民主主義の方向へ」2月12日「政治を国民の手に」など。
- 42) なお今回は新聞の戦争責任、および同問題と社論の変化の関係については触れることが出来なかった。というのも、『読売新聞』や『北海道新聞』など大規模争議があった新聞や比較的詳細な社史を残している全国紙はともかく、地方新聞の多くは

『社史』をみても戦時中の経営者が公職追放になったり幹部の交代があったことがわかる程度で、人事と社論の変遷の関係、各紙の編集方針過程は資料不足もあって不明な点がなお多いためである。これらの問題点は更なる資料発掘により今後の課題としたい。

(梶居 佳広、立命館大学非常勤講師)